

**熊本県告示第694号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成16年6月17日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年6月28日

熊本県知事 潮谷 義子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	聞こゆるや（「聞こゆるや」上映事務局）	少年を健全に育成するうえに有益である。

**熊本県告示第695号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年6月28日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年6月28日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	甲 佐 小 川 線	下益城郡中央町大字中郡字城山 2520番6地先から 同 所 大字原田字六ツ枝 267番1地先まで	前	4.4 ～ 35.6	1,188.0	単道改
			後	9.8 ～ 101.8	1,188.0	

2 区域変更する期日 平成16年6月28日

**熊本県告示第696号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 水俣市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第697号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字境目357の1から357の4まで、357の19、357の24から357の29まで、字敷谷371、372、373の1、373の4、373の10、373の12、373の13、373の16、字上薮374の1、374の3、375、376、377の1、377の2、377の4、377の6、字手の口429から431まで、432の1、432の2、433、434、435の1、435の2、字園河内437、439、440、442の1、442の2、444の1から444の6まで、444の8、444の10、字白砂445の4、445の5、453の6、460の1、460の2、461、462、464の1、465から467まで、字長瀬平494の1、494の2、494の9から494の16まで、494の21から494の29まで、494の31から